

平成11年度振動規制法施行状況調査について

平成12年12月25日
環境庁大気保全局大気生活環境室
室長 藤田 八暉（内線6540）
担当 西村、阿部（内線6546）

環境庁は、全国の都道府県等の報告に基づき、平成11年度における振動苦情の状況及び振動規制法の施行状況を取りまとめた。その概要は次のとおりである。

（1）振動苦情の状況

振動苦情の件数は、平成11年度は2,084件で、前年度に比べると約1.9%減少した。

苦情の発生源別内訳をみると、建設作業が1,220件、約53.8%、工場・事業場が590件、約28.3%、道路交通が247件、約11.8%等であった。

（2）振動規制法の施行状況

法に基づく規制対象地域は、全国の約52.1%に当たる1,694市区町村で指定が行われている。平成11年度中に、新たに1市33町1村において規制対象地域が指定された。

同法に基づき届出された規制対象の工場・事業場（特定工場等）の総数は平成11年度末現在で全国で119,698件（前年度比約0.05%減）となっている。この特定工場等に対して法に基づく立入検査が152件（前年度189件）行われた。この他、行政指導が161件（前年度189件）行われた。

また、同法に基づき届出された建設作業（特定建設作業）の総数は26,719件（前年度比5.37%増）となっている。この特定建設作業に対して法に基づく立入検査が371件（前年度314件）行われた。この他、行政指導が388件（前年度333件）行われた。

環境庁としては、今後とも、振動規制法に基づく振動対策の推進を図っていく。

1. 目的

環境庁では、振動防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、指定都市及び中核市を通じ、振動に係る苦情の状況、振動規制法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめている。

2. 調査結果

（1）振動苦情の状況

平成11年度に全国の地方公共団体が受けた振動に係る苦情の件数は2,084件であった。これは、平成10年度（2,124件）と比べて40件、約1.9%の減少となる。（図1参照）

図 1 振動苦情件数の推移

苦情件数を都道府県別にみると、東京都の489件が最も多く、次いで大阪府266件、神奈川県225件の順となっており、この3都府県で全国の振動苦情件数の約47%を占めている。(表1参照)

苦情件数の都道府県別対前年度増減状況をみると、減少件数の大きいのは、東京都、神奈川県等であり、増加件数の大きいのは、埼玉県等である。(表2参照)

表 1 都道府県別苦情件数(上位5都道府県)

順位	苦情件数		人口100万対件数	
	都道府県	件数	都道府県	件数
1	東京都	489	東京都	41.9
2	大阪府	266	大阪府	30.9
3	神奈川県	225	神奈川県	27.0
4	愛知県	170	愛知県	24.7
5	千葉県 埼玉県	134 134	千葉県	22.9
全 国		2,084	全国平均	16.6

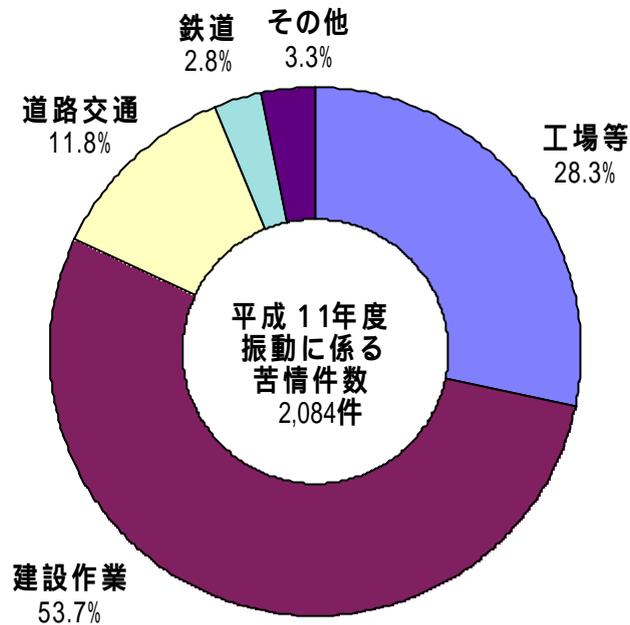
注)人口は、平成12年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

表 2 苦情件数の都道府県別対前年度増減状況

都道府県	H10	H11	増減	都道府県	H10	H11	増減
北海道	36	34	-2	滋賀県	10	21	11
青森県	14	23	9	京都府	20	7	-13
岩手県	9	6	-3	大阪府	265	266	1
宮城県	21	15	-6	兵庫県	101	106	5
秋田県	10	10	0	奈良県	14	12	-2
山形県	8	14	6	和歌山県	8	6	-2
福島県	15	10	-5	鳥取県	2	3	1
茨城県	21	18	-3	鳥根県	3	3	0
栃木県	29	9	-20	岡山県	19	29	10
群馬県	14	26	12	広島県	28	43	15
埼玉県	97	134	37	山口県	18	12	-6
千葉県	116	134	18	徳島県	7	5	-2
東京都	546	489	-57	香川県	7	8	1
神奈川県	263	225	-38	愛媛県	12	33	-8
新潟県	31	38	7	高知県	2	3	1
富山県	10	9	-1	福岡県	41	33	-8
石川県	12	12	0	佐賀県	3	3	0
福井県	3	5	2	熊崎県	3	2	-1
山梨県	0	2	2	熊本県	5	7	2
長野県	10	8	-2	大分県	15	20	5
岐阜県	23	16	-7	宮崎県	12	17	5
静岡県	19	32	13	鹿児島県	16	13	-3
愛知県	186	170	-16	沖縄県	0	0	0
三重県	20	22	2	合 計	2,124	2,084	-40

苦情件数を発生源別にみると、建設作業が1,120件(約53.8%)で

最も多く、次いで工場・事業場590件（約28.3%）、道路交通247件（約11.8%）、鉄道59件（約2.8%）の順となっている。（図2参照）
また、平成10年度と比較すると工場・事業場に係る苦情が121件減少し、建設作業に係る苦情が74件増加した。



（棒グラフ）

図2 過去3カ年の苦情件数の発生源別内訳

規制対象とそれ以外の苦情件数との比較
工場・事業場に対する苦情総数590件のうち、法の規制対象となる指定地域内の特定工場等に対するものは、約32.2%の190件であり、建

設作業に対する苦情総数1,120件のうち、同指定地域内の特定建設作業に対する苦情は約37.7%の422件となっている。(表3参照)

表3 規制対象・非対象別苦情件数

	発生源	指定地域		計		発生源	指定地域		計
		内	外				内	外	
工場・事業場	特定工場等	190 (32.2%)	15 (2.5%)	205 (34.7%)	建設作業	特定建設作業	422 (37.7%)	5 (0.4%)	428 (38.1%)
	上記以外	352 (59.7%)	33 (5.6%)	385 (65.3%)		上記以外	670 (59.8%)	23 (2.1%)	692 (61.9%)
	計	542 (91.9%)	48 (8.1%)	590 (100.0%)		計	1,092 (97.5%)	28 (2.5%)	1,120 (100.0%)

(2) 地域指定の状況

振動規制法に基づき地域指定が行われている市区町村数は平成11年度末現在1,694(平成10年度1,659)で、全国の市区町村数の約52.1%に相当する。(表4参照)

表4 地域指定の状況(平成11年度末現在)

	市	区	町	村	計
全市区町村数	671	23	1,989	569	3,252
指定市区町村数	659	23	910	102	1,694
割合(%)	98.2	100	45.8	17.9	52.1

(3) 工場・事業場に対する規制の状況

特定工場等及び特定施設の届出数

振動規制法に基づき届出された特定工場等の総数は、平成11年度末現在119,698(平成10年度末現在119,762)となっている。

また、特定施設の総数は872,533(同862,809)となっている。

特定工場等の内訳をみると、金属加工機械を設置しているものが約35.0%と最も多く、次いで、圧縮機を設置しているものが約25.6%、織機を設置しているものが約17.0%の順となっている。

特定施設の内訳をみると、織機が約35.2%と最も多く、次いで、金属

加工機械が約33.8%、圧縮機が約16.3%の順となっている。

(表5-1、表5-2参照)

表5 法に基づく届出数(平成11年度末現在)

5-1 特定工場等総数

5-2 特定施設総数

設置特定施設	総数	(%)
金属加工機械	41,914	35.0
金属用破碎機等	30,608	25.6
織機	3,440	2.9
コンクリートブロック	20,394	17.0
コンクリート等	862	0.7
木材加工機械	2,568	2.2
印刷機械	11,267	9.4
印刷機械	693	0.6
印刷機械	6,982	5.8
合成樹脂射出成形機	970	0.8

特定施設	総数	(%)
金属加工機械	294,777	33.8
金属用破碎機等	142,042	16.3
織機	19,554	2.2
コンクリートブロック	307,210	35.2
コンクリート等	2,248	0.3
木材加工機械	4,389	0.5
印刷機械	37,695	4.3
印刷機械	3,779	0.4
印刷機械	54,501	6.3
合成樹脂射出成形機	6,338	0.7

鑄造型機			鑄造型機		
計	119,698	100	計	872,533	100

注) 特定工場等とは、特定施設を有し、法の規制対象となる工場・事業場をいう。
 特定工場等数及び特定建設作業件数については、工場・事業場の指標となる特定工場等の総数は119,698件(平成10年度119,762件)で4年振りに減少となり、特定建設作業件数は26,719件(同25,358件)と3年振りに増加した。(表6参照)

表6 特定工場等数及び特定建設作業件数の過去3カ年の推移

	平成9年度	平成10年度	平成11年度
特定工場等 総数	118,466	119,762	119,698
対前年度比 (増加率)	112 (0.09%)	1,296 (1.09%)	64 (0.05%)
特定建設 作業件数	26,727	25,358	26,719
対前年度比 (増加率)	1,130 (4.06%)	1,369 (5.12%)	1,361 (5.37%)

法に基づく措置等の状況

指定地域内の特定工場等に係る苦情190件(平成10年度225件)に対して、平成11年度中に行われた振動規制法に基づく措置の件数は、報告の徴収43件(同44件)、立入検査152件(同189件)、振動の測定92件(同109件)であった。振動測定の結果、規制基準を超えていたものは19件(同26件)であった。改善勧告及び改善命令は行われていない。(同0件)

また、振動防止に関する行政指導が161件(同189件)行われた。(表7参照)

表7 指定地域内の特定工場等に係る措置等の状況

苦情	190
報告の徴収	43
立入検査	152
測定	92
基準超過	19
勧告	0
命令	0
行政指導	161

(4) 特定建設作業に対する規制の状況

特定建設作業の実施届出件数

平成11年度中の特定建設作業実施届出件数は26,719件(平成10年度25,358件)であり、その内訳をみると、くい打機等を使用する作業が8,607件(同8,479件)及び、ブレーカーを使用する作業17,112件(同16,122件)が多くを占めている。(表8参照)

表8 特定建設作業件数

特定建設作業	届出件数	
くい打機等を使用	8,607	32.2%
鋼球を使用して破壊	66	0.3%
舗装版破砕機を使用	934	3.5%
ブレーカーを使用	17,112	64.0%

計	26,719	100%
---	--------	------

法に基づく措置等の状況

指定地域内の特定建設作業に対する苦情422件（平成10年度365件）に対して、平成11年度に行われた振動規制法に基づく措置の件数は、報告の徴収86件（同60件）、立入検査371件（同314件）、振動の測定127件（同99件）であった。振動測定の結果、基準を超えていたものは10件（同34件）であった。改善勧告及び改善命令は行われていない。（同0件）
 なお、振動防止に関する行政指導が388件（同333件）行われた。（表9参照）

表9 指定地域内の特定建設作業に係る措置等の状況

苦 情		4 2 2
行政措置等	報告の徴収	8 6
	立入検査	3 7 1
	測定	1 2 7
	うち基準超	1 0
	改善勧告	0
	改善命令	0
	行政指導	3 8 8

(5) 道路交通振動に対する措置の状況

指定地域内の道路交通振動の苦情228件（平成10年度224件）に対して、振動の測定は133件（同113件）行われており、要請限度を超えていたものは1件（同3件）であった。また、道路管理者に対する要請及び都道府県公安委員会に対する要請は行われていない。（同0件）
 なお、これらの振動規制法に基づく措置のほか、道路管理者に対する協力依頼等の措置が85件（同85件）、都道府県公安委員会に対する同様の措置が5件（同7件）行われた。（表10参照）

表10 指定地域内の道路交通振動に係る措置等の状況

行政措置等	件数
苦 情	2 2 8
測 定	1 3 3
うち要請限度超	1
道路管理者へ要請	0
公安委員会へ要請	0
要請以外の道路管理者への措置依頼	8 5
要請以外の公安委員会への措置依頼	5